

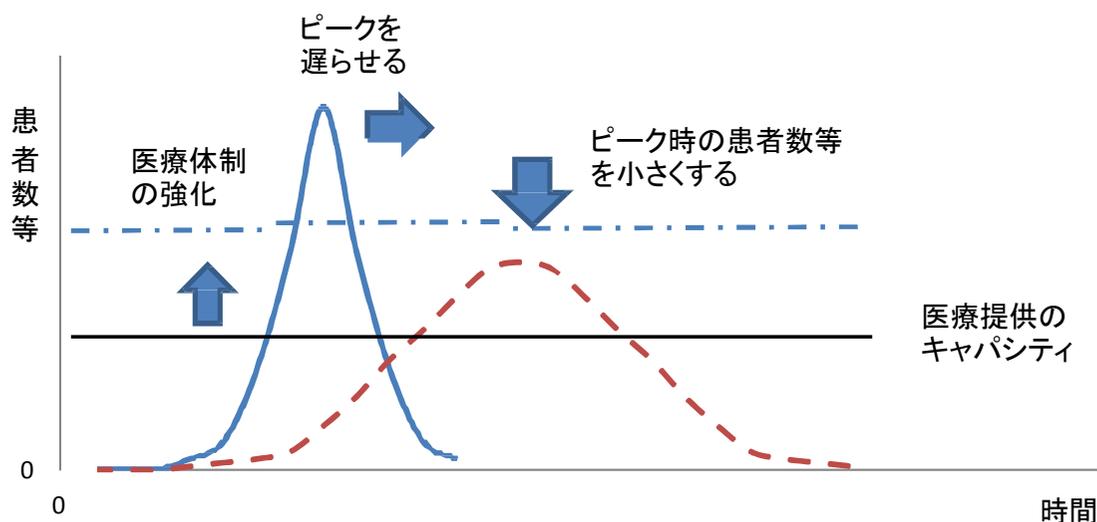
館山市新型インフルエンザ等 対策行動計画概要

館山市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画について

○新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成25年4月13日施行)の目的

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(第1条抜粋)



	対策なし	対策あり
患者数等	—	- - -
医療提供のキャパシティ	—	- . . -

参考: 流行規模・被害想定
 ○発病率 市人口の約25%
 ○医療機関受診者数 5,000人~9,600人
 ○死亡者数 63人~244人
 ○従業員の欠勤率最大40%程度
 (ピーク時の約2週間)

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の医療体制等を考慮していない。

対策の目的及び基本的な方針

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保すること。
 - ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療をうけられるようにすること。
 - ・適切に医療の提供により、重症者数や死亡数を減らすこと。
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。
 - ・地域での感染症対策により、欠勤者の数を減らすこと。
 - ・事業継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めること。

○県行動計画の作成

都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(都道府県行動計画)を作成するものとする。(第7条抜粋)

○市行動計画の作成

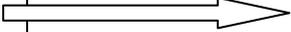
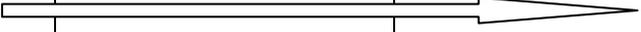
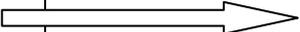
市町村は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する(市町村行動計画)を作成するものとする。(第8条抜粋)

市の行動計画に定める事項

- 1 市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること
- 2 市が実施する次に掲げる措置に関すること
 - ① 新型インフルエンザ等に関する情報の、事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ② 住民に対する予防接種の実施、その他の新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置
 - ③ 生活環境の保全、その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 3 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関すること
- 4 新型インフルエンザ等対策を実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関すること
- 5 前各号に掲げるものの他、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し、市長が必要と認めること

【発生段階ごとの対策】

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期～県内発生早期)	国内感染期 (県内感染期)	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> • 平時から、関係機関との連携を図り、体制の構築や事前の準備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> • 情報をできる限り収集する。 • 市内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> • 流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施 • 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> • 感染拡大防止から被害軽減に変更 • 市民生活・市民経済の維持 	<ul style="list-style-type: none"> • 対策の評価 • 医療体制，社会経済活動の回復 • 流行の第2波に備える。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> • 行動計画の作成 • 県，関係機関との連携や連絡体制の確認 • 業務継続計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> • 対策警戒本部等を通じ，関係部門での情報共有 (政府対策本部設置) (県対策本部設置) 	<ul style="list-style-type: none"> • 国が緊急事態宣言を行った場合に，市対策本部を設置 		<ul style="list-style-type: none"> • 国が緊急事態解除宣言を行った場合に，市対策本部を廃止
サーベイランス ・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> • 国，県からの情報収集 • 通常のインフルエンザの発生動向の把握 	<ul style="list-style-type: none"> • 国，県からの情報収集 • 市内学校等での発生状況の把握と安房健康福祉センターとの連携 			<ul style="list-style-type: none"> • 引き続き市内学校等での発生状況の把握
情報提供 ・共有	<ul style="list-style-type: none"> • 市民へ感染症や公衆衛生に関する情報提供 • 情報提供体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> • 個人レベルの感染対策の普及 • 一般的な問い合わせに対応する相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> • 国，県からの情報を必要に応じ，迅速に提供 • 一般的な問い合わせに対応する相談窓口の充実 		<ul style="list-style-type: none"> • 流行の第二波に備え，市民への情報提供と注意喚起

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期～県内発生早期)	国内感染期 (県内感染期)	小康期
予防 ・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人や職場での基本的な感染・予防対策の啓発 予防接種体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の開始 住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の開始 市民に対する手洗い、咳エチケット等勧奨（感染対策の徹底） 県の行う外出自粛、施設の使用制限等への協力 		<ul style="list-style-type: none"> 流行の第2波に備えた住民接種の継続
医療	<ul style="list-style-type: none"> 安房管内の医療資機材の備蓄・整備について、安房健康福祉センター、安房医師会等と情報を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 安房管内の医療の状況把握 在宅療養患者への支援の準備 		<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養患者への支援 	
市民生活 市民経済の 安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援等の検討 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、県が行う事業者等の職場における感染予防策の準備への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 市民への呼びかけ 県の行う、生活関連物資等の価格の安定等への取り組みへの協力 		<ul style="list-style-type: none"> 市民への呼びかけ 緊急事態措置の縮小・中止